

(様式) 構造改革特別区域基本方針別表1(第5次及び第6次提案に基づく追加部分)等の
原案に関する一般からの意見に対する回答

対応方針	510
別表1の番号	511・929
構造改革特別区域において実施可能な特例措置	<p>特定行刑施設における収容及び処遇に関する事務の一部を委託して行うことができる。(510)</p> <p>特定行刑施設内に設置した病院等の管理を公的医療機関開設者等に委託するとともに、地域住民に対する医療を提供するため、行刑施設内の診療設備等の利用を可能とする。(511・929)</p>
意見提出者名	日本弁護士連合会
意見の要点	<p>下記1に記載した3点が遵守されることを要望する。</p> <p>なお、第162回国会で審議された構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する衆参両議院内閣委員会の附帯決議が遵守されることをあわせて要望する。</p> <p>1 遵守されるべき事項</p> <p>(1) PFI刑務所は、刑務所業務の全体の民営化ではなく、一部業務の民間委託であること。(当連合会は、アメリカやイギリスで実施された刑務所業務全体の民営化には強く反対する。)</p> <p>(2) 民間委託される業務には、権力的な業務は含まれず、公権力の行使に係る部分の業務は公務員である職員の権限として留保されること。</p> <p>(3) PFI企業は、受刑者の労働から利益を得てはならないこと。(この事業からPFI企業が得る経済的利得は、国からの委託費用に限定し、受刑者の労働の成果物などを販売して、利益を得るようなことがあってはならない。法務省は、2004年3月31日付で発表した「美祿社会復帰促進センター整備・運営事業実施方針」では、作業収入をPFI事業者の収入と位置づけていたが、当連合会の同年10月19日付け申入れを受けて、同年11月22日付けで訂正し、除外した。しかし、構造改革特区本法には、その趣旨が明記されていない。)</p> <p>2 確認すべき事項</p> <p>(1) 番号510の特例措置の内容(1)～(10)の中に、公権力の行使にかかわる業務が含まれないことを確認する必要がある。とりわけ、第一号の着衣、所持品の検査、指紋採取の実施、第三号の被収容者の行動の監視と施設の警備などの内容について確認する必要がある。</p> <p>(2) PFI企業は、受刑者の労働から利益を得てはならないことを確保するよう確認する必要がある。</p>
意見に対する回答	<p>2(1)について</p> <p>本特例措置は、運営のすべてを民間に委託するいわゆる「民営刑務所」の設置を認めるものではなく、あくまでも行刑施設の事務の一部を民間</p>

	<p>に委託することを可能とするものです。</p> <p>本特例措置においては、被収容者の身体・財産を直接侵害する実力行使や被収容者に対して直接に義務を課し、又は権利を制限する処分等を伴う事務については、これまでどおり行刑施設の長又は刑務官が行うこととし、施設の警備、収容監視、職業訓練の実施、信書の検査補助など、その処分等に当たる事務の準備行為又は執行として行われるものについて、事務の権限はこれまでどおり行刑施設の長又は刑務官に留保しつつ、その権限の行使を補助するものとして事実行為を委託することとしています。</p> <p>2(2)について</p> <p>本特例措置を活用して行刑施設を整備・運営するPFI事業においては、作業企画支援業務として、国が刑務作業を実施するために必要な作業を提供する企業の確保、作業設備や材料の調達、完成品の管理等を民間に委託することとしており、強制労働禁止条約の趣旨を十分踏まえ、刑務作業に係る業務を適正に実施することとしています。</p>
<p>担当省庁名</p>	<p>法務省</p>